

経過措置終了までに心がけること

●特例1:軽症高額該当

特例医療費の支給認定の要件である重症度分類を満たさないものの、基準以上の高額な医療費を支払っている場合は医療費助成の対象となります。

それは…「月ごとの医療費総額が33,330円を超える月が年間3回以上ある」場合です。例えば、「医療保険の3割負担の場合、医療費の自己負担が1万円以上の月が年間3回以上ある患者が対象となる」ということです。今年秋の更新申請時に同時申請できます。

●特例2:高額かつ長期

特定医療費の受給者のうち、所得の階層区分について一般所得Ⅰ(課税世帯)以上の方が、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合、月額医療費の自己負担が軽減されるそうです。例えば、「医療保険の2割負担の端合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上ある患者が対象になる」ということです。

これは、過去12ヶ月で総医療費が5万円を超える月が6回に達した時点ですぐに申請すれば、翌月から助成が開始されます。

以上の特例で重要なポイントは、「自分で申請しないと助成が受けられない」ということです。助成に該当する方が、「申請しなかったために助成が受けられなかった」ということのないよう注意しなければなりません。以下、Q&Aで解説していきます。

Q: 軽症高額該当かどうかの証明はどのようにすればよいのでしょうか?

A: 指定医療機関や薬局で、毎月の負担上限額を管理している「特定医療費(指定難病)自己負担上限額管理表」に負担上限額に達して以降もかかった医療費総額を記入してもらうことで証明になります。

平成30年1月からの切り替えに備えて、今から自己負担上限額管理票には、負担上限に達して以降も欠かさずに指定医療機関(薬局などを含む)にかかるたびに医療費総額を記載してもらうように心がけましょう。念のため、明細書は毎回出してもらい記録を残しましょう。

Q: 自己負担上限額管理票に書ける項目は?

A: この管理表に書ける項目は、病院・薬局だけではありません。訪問介護、訪問リハビリ、介護予防、介護療養施設サービス等も特定医療費の対象となります。

1年間の医療費等が対象になりますので、今年の1月にさかのぼって整理して見る必要があります。

Q: 医療費助成から外れ、上限額管理表がない場合は証明できないのでしょうか?

A: その場合には、医療費申告書(都道府県に様式があります)を、かかった医療機関で発行される領収書など(診療明細書などや指定難病にかかわる医療費が明示辞されていることが必要)をとっておく必要があります。

そして、それを添付して提出することができます。手続きが遅れてしまうと、受給者証の交付も遅くなりますので、切り替えの1年前から上限額管理表や領収書などを欠かさずに保存・整理しておきましょう。

Q: 今年秋の更新が不安です。気をつけることは?

A: 臨床調査個人票に病状が正しく記載されるように、病気の症状を正しく、細かく主治医に伝えましょう。そして、高額の医療費を払った月は何回あったか事前に準備しておきましょう。

Q: 申請の際、各自治体によって細かいところに違いがあると聞いたのですが?

A: 厚生労働省の概要に沿って、自治体ごとに詳細を決めたため違いがあります。

例えば、自己負担上限額管理票の様式、特定医療費の範囲(難病に付随して発症する疾病の内容)に違いあり、申請後の支給開始時期、特例措置の申請時に必要な書類などです。

申請は全て自己申告です。不明な点があった場合は、一人で悩まず最寄りの保健所(保健センター)の担当に早めに相談するようにしましょう。

ま
ほ
く
通
信

第66号

2017年
10月20日
発行

難病
患者家族会
きほく

【会 長】 神 森 和 子
【相 談 室】 紀 の 川 市 中 三 谷
【事 務 局】 0 7 3 6 (7 5) 4 4 1 3
〒 6 4 9 1 6 1 2 紀 の 川 市 北 涌 3 7 1
森 田 方 0 7 3 6 (7 5) 4 4 1 3

国会請願署名活動実施しました

JR和歌山駅前

10月14日(土)

今年の JPA(日本難病・疾病団体協議会)国会請願署名活動を10月14日に実施し、皆さん大きな声で署名・募金の呼びかけを行いました。主催は和歌山県難病団体連絡協議会で参加者は17名、署名数87筆、募金6,667円でした。

今年の請願事項は

1. 未診断疾患を含めた難病の原因の究明、治療法の早期開発、診断基準と治療体制の確立を急ぎ、指定難病の拡大及び国民への難病に対する理解と対策の周知を進めてください。
2. 難病患者と家族が地域で尊厳をもって生活していくことができるよう、難病法に基づき生涯にわたって治療を必要とする難病や長期慢性疾患患者の医療費をはじめとする経済的負担の軽減を図るとともに、就労支援や障害者総合支援法による福祉サービスの提供などの政策をさらに推し進めてください。
3. 難病や長期慢性疾患、小児慢性特定疾病のこどもや家族への支援と、成人への移行期医療や医療的ケアを含む教育支援の充実を図って下さい。
4. 全国のどこに住んでいても我が国の進んだ医療を受けることができるよう、専門医療と地域医療の連携を強化するとともに、医師、看護師、専門スタッフの不足を原因とする医療の地域格差を解消し、リハビリや在宅医療の充実を図ってください。

以上の4点です。

<署名・募金活動のようす>

